

## 16番 繁昌 誠吾 議員

## 1 環境政策について

## (1) ごみ集積所の管理について

今年度、「ごみステーション管理の手引き」を作成されているが、町内会役員からは不満の声が届いている。手引きには市民からの問合せに対して「町内会へ相談し、利用するよう説明を行っている」との記載があるが、町内会未加入者の対応を町内会の判断に任せることは法的には問題がないかもしれないが、町内会の未加入及び脱退に拍車をかけることが予想される。行政の責任が問われる課題だと考えるが、見解を示されたい。

## 2 都市計画について

## (1) 都市計画税の見直しについて

令和5年8月、不公平を是正するため都市計画税の見直しの方針が示された。都市計画事業が主に市街地で実施されており、区域内の住民が恩恵を受けていない現状や都市計画税の充当が主に公共下水道事業の起債償還経費に充てられている等の理由を挙げているが、課税区域と区域外の都市計画税に不公平感が生じると考えるが見解を示されたい。

## (2) 公共下水道事業について

公共下水道の施工区域については、一定の方向性が示された。現状、区域外の市民は下水道への接続は実施できるが、施工時の助成が行われない。一方、区域内の市民に対しては合併浄化槽の施工に助成がされていない。都市計画区域内でありながら、行政の都合で助成の在り方に違いがあることに市民から不満の声が届いている。都市計画税の見直しと合わせて公平性の観点から助成の在り方を見直す必要があると考えるが、見解を示されたい。

## (3) 都市計画道路文化線について

都市計画道路文化線については、先月、都市計画変更の説明会が開催され、地域住民からは戸惑いの声が上がっている。

これまで、市民からの要望や陳情が上がったこともなく、突然の大規模工事の実施については「必要性」「効率性」の観点から慎重に議論・検討すべきと考える。接続部の交差点や都市計画区域内の学校施設の改修、通学路の確保、文化ゾーンの在り方等、課題が山積する中、過大な工事を決断した理由を示されたい。